

平成27年10月30日裁決

主文

後記「理由」欄第2の3記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「健保法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、左眼虹彩毛様体炎(以下「当該傷病」という。)による療養のため労務不能であったとして、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「既決受給期間」という。)について、傷病手当金を受給した。

なお、本件記録によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間について、急性期右脳梗塞、右脳梗塞、脳梗塞後遺症(以下、これら3傷病は関連した同一傷病と認められるが、当該傷病及び後記の「左眼続発性緑内障」とはいずれも相当因果関係のない別傷病と認められることから、これら3傷病を、便宜上、「別傷病」という。)の療養のため労務不能であったとして、傷病手当金を支給されている。

2 請求人は、当該傷病及び左眼続発性緑内障(以下、併せて「本件請求傷病」という。)の療養のために、既決受給期間に引き続いた平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「本件請求期間」という。)について、労務に服することができなかったとして、平成〇年〇月〇日(受付)、全国健康保険協会〇〇支部長(以下「支部長」という。)に対し、傷病手当金の支給を申請した。

3 支部長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、本件請求期間について、「療

養のための労務不能とは認められないため。」という理由により、傷病手当金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 本件は、傷病手当金の支給に係るものであるところ、その支給要件について、健保法第99条第1項によれば、被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金の支給を受けることができること定められている。

2 本件の場合、請求人は、上記第2の3記載の理由によってなされた原処分に対し、これを不服としているのであるから、本件の問題点は、請求人が、本件請求期間について当該傷病の療養のため労務不能と認められないかどうかである。

3 傷病手当金の支給要件としての労務不能については、被保険者が本来の業務に堪え得るか否かを標準として、社会通念に基づいて認定されるべきであることはいうまでもないことから、労務不能とは、必ずしも、医学的見地からのみ判断されるべきではないものの、ことは「傷病の療養のため」労務不能といえるかどうかの問題であることを考えると、特段の事情の存しない限り、まずは、当該傷病の診療に当たった医師が、当該傷病の病態、病状の程度及び治療の経過等を踏まえた結果として、被保険者が労務不能かどうかについてどのような医学的判断をしているかが重視されなければならないというべきである。すなわち、傷病手当金の請求に用いられる定型の「傷病手当金支給申請書」に「療養担当者が意見を記入するところ」欄(以下「医師意見欄」という。)が設けられ、療養担当医師において、「傷病名」、「労務不能と認めた期間」、「診療実日数」、「労務不能と認めた

期間における主たる症状および経過、治療内容、検査結果、療養指導等」及び「症状経過からみて従来職種について労務不能と認めた医学的な所見」等を記入することとされているのも、この趣旨から出たものと解される。

4 本件においてこれをみると、本件請求期間に係る健康保険傷病手当金支給申請書のa病院・A医師（以下「A医師」という。）作成の平成〇年〇月〇日付の医師意見欄によれば、傷病名は平成〇年〇月〇日を療養の給付開始年月日（初診日）とする本件請求傷病が掲げられた上で、本件請求期間における主たる症状および経過、治療内容、検査結果、療養指導等には、左眼眼圧上昇による疼痛がしばしば生じ、軽度の虹彩炎が持続していることとされ、症状経過からみて従来職種について労務不能と認めた医学的な所見には、左眼圧の調整が不安定であり、時々疼痛を伴うこともあり、本件請求期間の労務は不能と考えることと記載されていることが認められる。また、支部長からの照会に対するA医師作成の平成〇年〇月〇日付「健康保険被保険者の症状経過等について（照会）」と題する回答書によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日発症の「右脳梗塞」により左不全麻痺が残存しているとした上で、請求人は、本件請求期間において、本件請求傷病は、左不全麻痺がない状態でも労務不能と認められたかどうかの照会に対し、A医師は、「左不全麻痺」と合わせた状態で労務不能と認められたと回答しており、その医学的理由は、左不全四肢麻痺に加えて、左眼の後天性の失明の状態により作業困難と考えられ、さらに、左眼失明と高眼圧による疼痛があり、左眼は虹彩炎発作もしばしば伴い、左眼圧は初診時68mmHgと高く、その後眼圧降下剤を増量するも、眼圧降下は30mmHg程度であり、その間も眼圧は60mmHg近く上昇発作が生じ、ダイアモックス（注：眼圧降下作用を有する利尿薬）内服使用しなくてはならなかったとされ、現在も30～

48mmHgの眼圧が継続しており、点眼は既に限界量を超えており、頓服として内服薬を使用しつつ、疼痛を緩和している状態で、さらに、請求人の主訴以外で労務不能と認められた医学的見地からの理由として、左眼失明のため両眼視を必要とする仕事は不可能で、眼圧コントロールも次第に困難となりつつあるのではしくは労務は困難と考えたと判断している。そうして、請求人の従来職種内容は、請求人の作成の平成〇年〇月〇日付「日常生活療養状況報告書」によれば、熱処理工場勤務で、処理品の浸戻、焼入、戻し作業、重量物の運搬、電気サンダー他仕上げ作業、処理品の検査管理を1日8時間から10時間の勤務、夜勤の勤務であったとされることからすると、別傷病による影響を除いても左眼失明のため両眼視ができない状況であることから上記の勤務にたずさわることは不可能であったと判断するのが相当である。

5 そうすると、本件請求期間について、請求人に傷病手当金を支給しないとした原処分は相当ではなく、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。